

宇都宮市 「電子請求書サービス」 概要について

～市と事業者様の会計業務DX・地域の電子化普及と業務効率化に向けて～

■ 電子請求書 取引概要

1 電子請求書取引の開始時期

- 令和7年3月1日から随時電子取引を開始します。

2 対象となる帳票

- 市に発行する請求書

3 対象となる請求先

- すべての部署（中央卸売市場及び上下水道局は除く）

4 取引を行うシステム

- 株式会社インフォマートが提供するサービス「BtoBプラットフォーム請求書」で取引を行います。
当サービスは、本市と事業者間で受渡しする請求書を電子化することで、請求書の受取・発行にかかる請求業務の事務負担軽減、コスト削減、ペーパーレス化等を実現する仕組みです。
適格請求書発行事業者は、適格請求書（インボイス）を交付・保存（10年間）することも可能です。

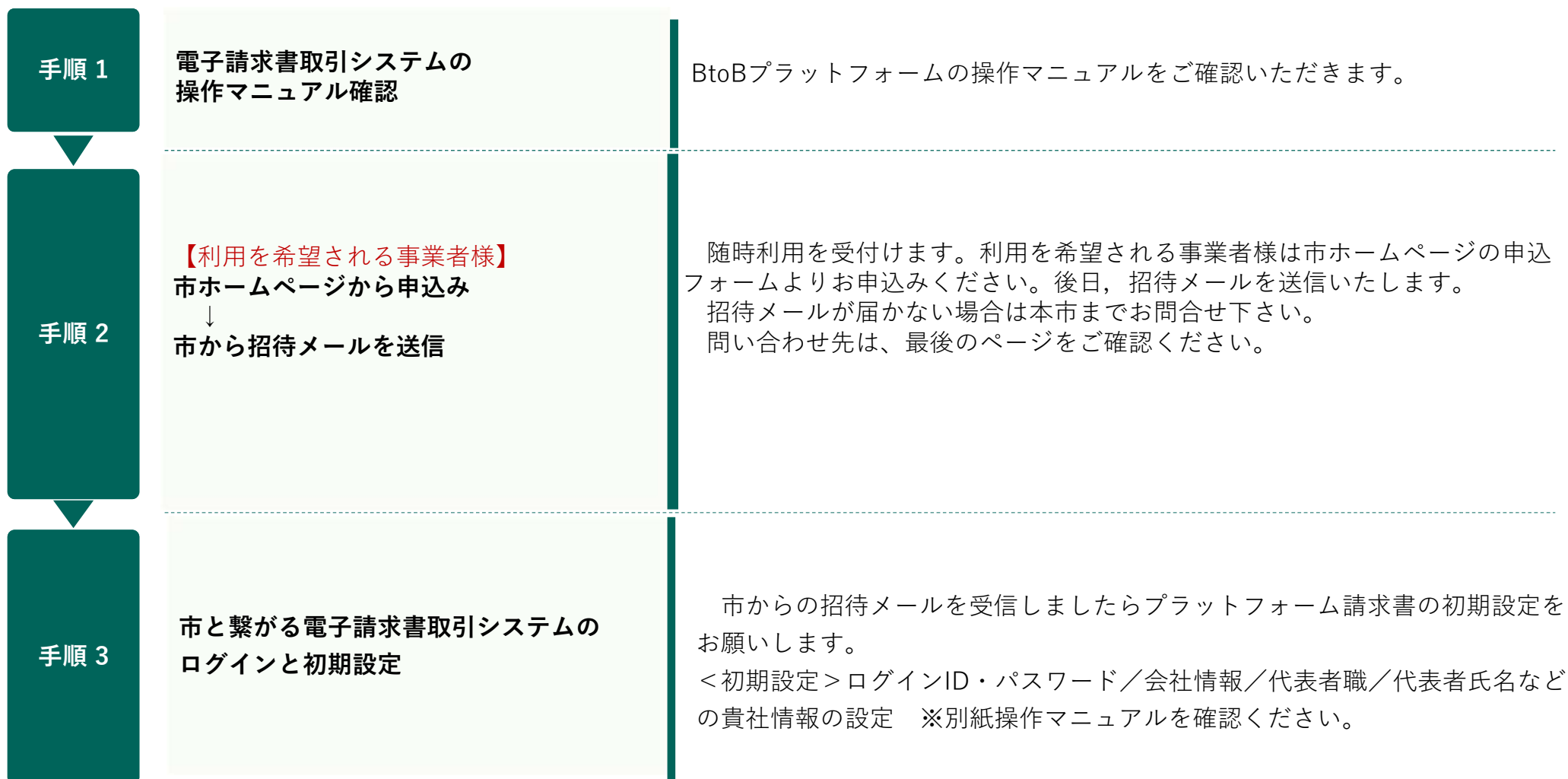
市より招待された事業者様の利用料金は無料です。

ただし、一部オプションサービス（拡張機能）をご利用の際は、別途費用が発生します。

※既に有料プランで利用中の事業者様は除く。



■ 電子請求書取引 開始までの流れ 【重要】





電子請求書取引サービス（BtoBプラットフォーム請求書） 運営会社概要について



■ 運営会社概要

会社名	株式会社インフォマート（東証プライム市場：2492）
代表者	代表取締役社長 中島 健
本社所在地	東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビルディング13階
拠点	・ 札幌営業所（北海道札幌市）・ 名古屋営業所（愛知県名古屋市） ・ 西日本営業所（大阪府大阪市）・ 福岡営業所（福岡県福岡市） ・ 沖縄営業所（沖縄県那覇市）・ 三軒茶屋ラボ（東京都世田谷区）
設立	1998年（平成10年）2月13日
資本金	32億1,251万円（令和6年6月現在）
事業内容	BtoB（企業間電子商取引）プラットフォームの運営
連結子会社	株式会社Restartz 株式会社インフォマートインターナショナル（香港法人）
従業員数（連結）	812名（正社員663／派遣149 令和6年6月現在）
URL	https://www.infomart.co.jp/



「BtoBプラットフォーム」
<https://www.infomart.co.jp/movie/>

■ インフォマート社サービス概要

企業と企業、自治体と企業をつないで結び、商行為を電子データ化することで
業務効率化、コスト削減、ペーパーレスを実現するクラウドサービス



受発注

発注～受注、請求金額の確定までを総合管理することにより、受発注業務の時短とコスト削減を実現する仕組み

規格書

食の安心・安全に不可欠な商品規格書を外食・卸・メーカー・原材料メーカーの各企業間でデータ共有する仕組み

商談

販売側と仕入れ側の企業をダイレクトにマッチング、効率的に理想の商品や取引先をみつけることができる仕組み

業界ch

新規取引・協業、既存取引先拡大を目的に、相手を知る「情報の収集・分析機能」と相手に知らせる「企業・商品PR機能」を提供

— 食品業界向け —

TRADE

あらゆる商材の”見積・発注・受注・納品・受領・検収”までの取引を一元管理

請求書

電子請求書の受取・発行のほか、支払通知機能、督促機能、消込機能などを搭載。業界や企業規模を問わずにご利用可能

契約書

契約書の締結・管理・社内承認を一元管理。最新のブロックチェーン技術により、契約内容の信頼性を確保

見積書

見積書の作成・発行はもちろん、保管や開封状況の確認、質問・回答の履歴確認など、さまざまなやり取りや業務を一元管理

— 全業界向け —

今回対象



「BtoBプラットフォーム請求書」 サービス概要



■ BtoBプラットフォーム請求書について

1 BtoBプラットフォーム請求書とは

株式会社インフォマートが提供する「BtoBプラットフォーム 請求書」は、「発行する請求書」「受け取る請求書」など、請求業務をデジタル化し、時間・コスト・手間のかかる請求業務を大幅に改善し、ペーパーレス化を実現するシステムです。
なお、「電子帳簿保存法」「インボイス制度」に対応していることから、事業者様も安心してご利用いただけます。

2 ご準備いただくもの

本システムは、インターネット接続可能なパソコンだけで利用いただくことができます。
その他のハード機器の設置やソフトウェアのインストールは不要です。



【対応OS、ブラウザ】

[Windows]
IE11, Edge, Chrome, Firefox

[MacOS]
Safari, Chrome, Firefox

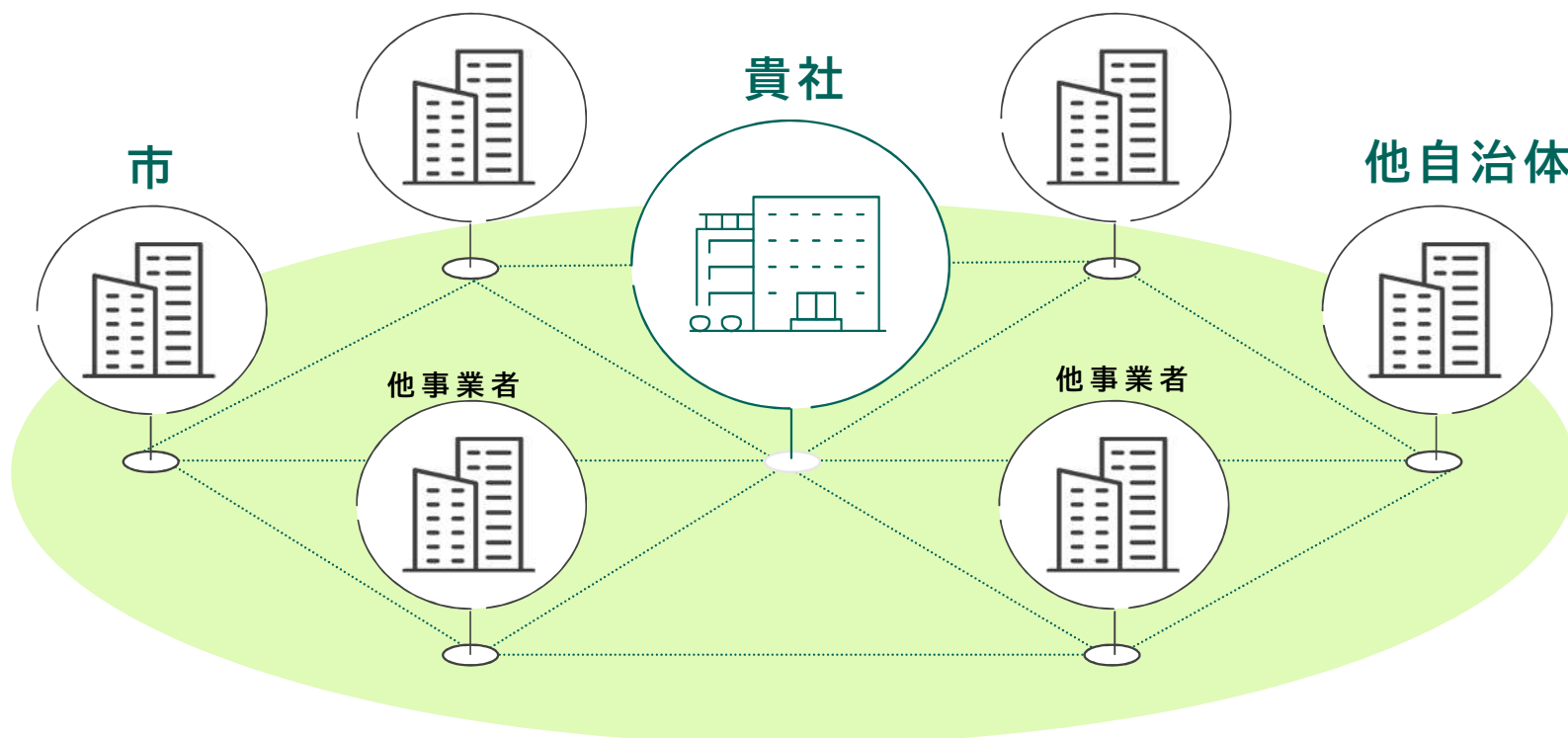
その他推奨環境につきましては以下のURLをご確認ください。

https://www.infomart.co.jp/guide/function_f.asp

■ BtoBプラットフォームIDの汎用性について

プラットフォームIDが1つあれば、BtoBプラットフォーム導入済の
自治体・事業者間で取引が可能です。

BtoBプラットフォームIDの汎用性



2 電子インボイスに対応

「電子取引ソフト法的要件認証制度」の第1号認証を取得しています。ご安心してご利用いただけます。



民間事業者が発行する請求書・納品書に対して、課税事業者であることを区別する登録番号と税率（10%、8%など）ごとの合計金額記載が必要になります。

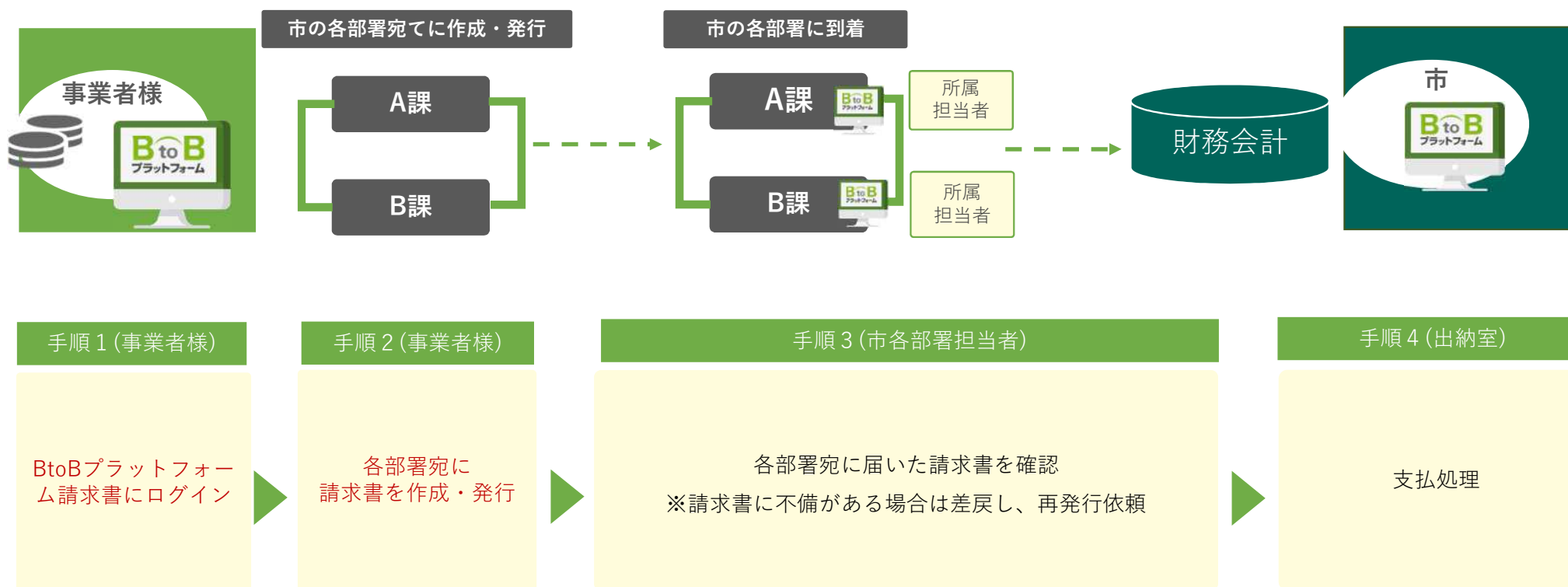
BtoBプラットフォーム請求書は、電子インボイスに対応しています。

Copyright(C) Info Mart Corporation.

■ BtoBプラットフォーム請求書_取引全体図

1 電子請求書取引の流れ

令和7年3月1日から随時、発行する請求書より電子取引をおこないます。事業者様は、BtoBプラットフォーム請求書フォームに必要情報を入力し、市の各部署宛に請求書の電子発行をお願いいたします。



■ BtoBプラットフォーム請求書 機能とメリット

1 機能 一部抜粋

- インターネット接続可能なPCで利用可能
- 請求書の作成機能（画面入力・一括アップロード作成）
- 取引先の請求書確認状況の可視化（開封・未開封等）
- 請求書未開封の取引先への催促メール送信機能
- 請求書不備による差戻機能
- 発行済請求書を複製（コピー）して作成する機能
- 発行済請求書の検索・閲覧機能
- 発行済請求書のデータ出力（CSV・PDF）機能
- 請求書の電子保管（10年間）

2 メリット

- 請求書の即日発行～受取で大幅な時間短縮
- 請求書不備による差戻し～即日再発行
- 印刷・封入・発送業務もなくなり時間短縮。郵送コスト軽減
- 発行済請求書をさまざまな条件を指定して検索・閲覧
- 請求書の発行履歴（作成担当者の履歴確認）
- 電子帳簿保存法のデータ保存に関する要件を満たし改ざん防止
- インボイス制度（適格請求書保存方式）に対応
- 10年電子保管でペーパーレス化
- BtoBプラットフォームを導入している他自治体・民間事業者との取引に転用が可能

FAQ

カテゴリ	質問	回答
制度・運用	●すべての事業者が対象ですか？	■各部署と取引のある事業者様が対象となります。 ※中央卸売市場及び上下水道局は除きます。
	●市への請求書は、今後、本サービスによる電子請求書にしなければならないのですか？	■紙の請求書での請求も可能ですが、電子請求書を推奨しておりますので、積極的な利用をお願いします。
	●既に契約・発注済みの取引に関する請求書は対象でしょうか？	■既に契約・発注済みの取引に関する請求書も対象です。 令和7年3月1日から随時、事業者様のご都合に合わせて開始してください。
	●電子請求書の開始にあたり、不要（省略）となる書類はありますか？	■電子請求書システムの導入は、請求書の提出（発行）方法が変更となるものです。必要な書類等は従来のとおりで変更はありません。
	●請求書の日付はどのように記載されますか？	■BtoBプラットフォームで請求書を発行した日が表記されます。差戻しを受けて再発行した場合は、再発行した日が表記されます。
	●請求書はいつ発行すればよいですか？	■（前金払や概算払を除き）本市の「履行の確認」（物品購入⇒納品後、業務委託や工事請負⇒業務完了届や完成届を受領し、検査実施後）が完了した後、請求をしてください。 なお、「履行の確認」に必要な関連帳票（納品書、業務完了届及び完成届など）につきましては、従来の方で提出をお願いいたします。 ※従来の方で提出した関連帳票を電子請求書に添付して発行いただくことは可能です。
	●市へ発行した請求書は、市役所の全ての部署が閲覧・確認できますか？	■発行先部署（取引部署）のみが閲覧・確認可能となります。発行先部署に誤りがないようにお願いします。
	●電子請求先に新たな部署を追加する場合は、どのような作業が必要ですか？	■追加を希望する部署にその旨を御連絡ください。当該部署から招待メールが届きますので、届いたメールからB t o Bプラットフォームにアクセスし、登録をしてください。

FAQ

カテゴリ	質問	回答
制度・運用	●今まで請求書とともに同封してきた明細や伝票などは今後も添付資料として必要ですか？	■BtoBプラットフォーム請求書では、請求書に明細情報を表現可能です。 可能なものはシステムへ入力をお願いいたします。 ※今までどおり明細を添付することも可能です。
	●電子請求書に表示される情報（住所や代表者）が変更になった場合、本サービスにおいて会社情報を変更すればよいですか？	■本市の入札参加有資格者名簿に登録されている事業者様は、入札参加資格登録内容の変更を申請し、変更処理が完了してから、本サービスの会社情報を変更してください。 請求書発行日時点の名簿情報と電子請求書に表示される「請求元代表者職・代表者氏名」及び「債権者情報」が一致するようにしてください。
操作・機能	●事業者には本システム利用料などの費用は発生しますか？	■市より招待された事業者様の利用料金は無料です。 ただし、一部オプションサービス（拡張機能）をご利用の際は、別途費用が発生します。 ※既に有料プランで利用中の事業者は除く。 ■別途有料オプション 一括アップロードや販売管理システムとの連携による自動発行で処理する場合は、別途費用がかかります。システム運営会社に問合せ下さい。 ・一括アップロードとは（10通／月まで無料） 貴社の販売管理システムから請求書データをCSV出力し、手動でアップロード作成する方法 ・自動発行とは 事業者の販売管理システムから請求書データを出力し、FTP／APIで自動発行する方法
	●発行先の請求書確認状況を知る方法がありますか？	■市側の請求書受領後の状況は、事業者様のBtoBプラットフォーム画面_発行済一覧よりステータス状況を確認することができます。
	●概要資料やシステムの操作マニュアル入手方法を教えてください。	■市HPから各資料をダウンロードできます。

■ お問い合わせ

1 お問い合わせ

- (1) 本件に関する問合せ
- (2) 電子商取引サービスの運用に関する問合せ

担当部署	宇都宮市 出納室
TEL	028-632-2774
業務時間	午前8時30分から午後5時15分 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

2 (運営会社) 株インフォマートへの問合せ

- (1) 操作に関するお問い合わせは、カスタマーセンターへ
お問合せ下さい。
- (2) カスタマーセンターへの問合せ方法は、操作マニュアルを
ご確認ください。